

業務委託契約約款

第1条 総則

東京鋼鐵株式会社（以下、「注文者」という）と、注文者から業務を受託した事業者（以下、「請負者」という）は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行する。

- 2 請負者は本業務委託契約約款（以下、「本契約」という）並びに別送の注文書、技術仕様書等に基づき、受注した業務を遂行し、注文者は完成した目的物（以下、「成果物」という）を確認・検収後に、請負代金を請負者に対し支払う。
- 3 本契約と注文書、技術仕様書等の内容に相違がある場合は、技術仕様書等、注文書、本契約の順で優先する。

第2条 業務内容

注文者と請負者は、技術仕様書等に基づき、業務内容につき協議し、成果物の性能・仕様、業務実施期間、請負代金等につき定める。

- 2 業務の実施にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、予定していた業務が実施不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者は協議の上、実情に適するように、業務内容、業務実施期間、請負代金等を変更する。

第3条 代金支払

本契約に基づく請負代金及びその支払方法は、別送の注文書の記載どおりとする。

- 2 注文者と請負者は、業務完了後、両者立会いのもと、成果物を確認し、注文者は注文書記載の期日までに、請負者に対し請負代金を支払う。

第4条 契約不適合（瑕疵担保）責任

成果物に契約不適合（瑕疵）がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。但し、注文者と請負者の間で、契約不適合（瑕疵担保）責任に関して、民法と異なる定めをした場合は、当該定めを優先する。

第5条 第三者への損害及び第三者との紛議

注文者と請負者は、本契約に基づく業務の実施に際し、第三者に損害を及ぼしたとき、または第三者との間で紛議が生じたときは、双方が協力して処理解決にあたる。

- 2 前項の処理解決に要する費用は、損害もしくは紛議に関する注文者と請負者の間における帰責割合に応じて負担する。

第6条 秘密保持

注文者と請負者は、本契約に関連して知り得た相手方の業務上の機密事項を、本契約期間中はもちろん、終了後においても第三者に漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用することはできない。

- 2 前項の義務違反により、相手方に損害が生じた場合、違反した当事者は賠償の責めを負う。

第7条 債権及び権利義務譲渡の禁止

請負者は、注文者の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡、もしくは、これを担保に供してはならない。

第8条 契約の解除

請負者が次の各号のいずれかに該当する場合、注文者は、請負者に対し何ら催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと請負者が認めたとき。
 - ② 第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、破産、特別清算、会社更生等の申立を受け、または自ら破産、特別清算、会社更生、民事再生等の申立をしたとき。
 - ③ 合併によらずに解散の決議をしたとき。
 - ④ 支払停止や手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 支払不能に至る等、資産、信用状態が著しく悪化し、注文者がその債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - ⑥ 監督官庁等より営業停止処分、もしくは営業免許または営業登録の取り消し処分を受けたとき。
- 2 注文者は、請負者が本契約に違反した場合、是正措置を催告し、直ちにそれが履行されないときは、本契約の全部または一部を解除できる。
- 3 前2項の解除により注文者に損害が生じた場合、請負者は直ちに損害賠償の責めを負う。
- 4 本契約解除の場合、請負者は注文者に対する一切の債務の期限の利益を喪失し、直ちに全債務を弁済するものとし、注文者は請負者との間の債権債務を任意に相殺できるものとする。

第9条 反社会的勢力の排除

注文者と請負者は、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間継続して、株主・役員その他契約当事者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。当該表明・保証に違反した場合、相手側は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができる。なお、当該解除によって表明・保証に違反した当事者に損害または負担が生じても、相手方当事者に対してその損害を求めることはできないものとする。

第10条 法令順守

注文者及び請負者は、本契約の履行において、関係諸法令を遵守する。

第11条 構内作業

請負者は、注文者の敷地内に立ち入る場合は注文者の定める諸規則を遵守しなければならない。

- 2 請負者は、使用人その他関係者に注文者の定めた安全、環境に対する規定、慣行を遵守させ、注文者からの指示に従うように指導を徹底しなければならない。
- 3 請負者は、本契約の履行にあたり、災害発生防止に努めるものとし、災害・事故等が発生した場合には注文者に通知し、適切な緊急処置をとり、その解決に当たると共に再発防止に万全を尽くすものとする。

第12条 廃棄物処理責任

請負者は、受注した業務の遂行に伴い、建設廃棄物等の廃棄物が発生した場合、その管理及び処分を適法に行い、適正な処分を行ったことを証するマニフェストE票の写しを注文者に提出するものとする。

第13条 不可抗力免責

請負者は、天災地変、戦争、テロ、火災、爆発、ストライキ、その他請負者の責に帰することができない事由

による本契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能について責任を負わない。

第 14 条 定めなき事項

本契約に定めのない事項および本契約条項の解釈適用に関して疑義を生じた事項については、法令慣習に則り、注文者と請負者が協議して解決を図るものとする。

第 15 条 紛争解決

本契約に関する紛争のうち、前条の協議により解決を図れなかったものは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。